

自由金利型定期預金（M型）規定

自由金利型定期預金（M型）規定

1.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおりに支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、各中間利払日に指定預金口座へ入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- C. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一とするこの預金（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

3.（中間利息定期預金）

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記2.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、通帳への記載または証書の発行をしないこととし、次により取扱います。

- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。

4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または、元金のみをもって書替継続をし利息を同一名義の預金口座へ入金するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 前記(2)の預金の解約の手續きに加え、当該預金の元利金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

自由継続自由金利型定期預金（M型）規定

5. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳（証書）記載の満期日に前回と同一期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

6. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその日。以下6.(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳（証書）記載の利率（継続後の預金については前記5.(2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6ヶ月複利の方法で計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金

の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ① 複利型のこの預金および預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした単利型のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座に入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。
 - ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
 - A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
 - B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。
 - ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした単利型のこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続します。
 - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

7. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金利息については、前記6.の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、通帳への記載または証書の発行をしないこととし、次により取扱います。
 - ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
 - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
 - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合は、この預金の継続にあたり前記6.(2)②のBの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳（証書）とともに当店に提出してください。
- (3) 前記(2)の預金の解約の手続きに加え、当該預金の元利金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

共通規定

9. (付利単位、満期日前解約)

- (1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2) この預金を第4条第1項および第8条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および別に定める「自由金利型定期預金（M型）期限前解約利率算出表」に記載の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。また、解約日における普通預金利率を下限とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、複利型のこの預金の利息は、6ヶ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(3) 複利型のこの預金は、預入日の1年後の応当日（据置期間満了日）以後に1万円以上1万円単位の金額で満期日前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する元金とともに支払います。

一部解約後の残余の預金（以下「一部解約後の預金」という。）についての利息は、一部解約日以降も約定利率を適用して計算します。ただし、この預金の預入日現在において当行がこの預金の店頭表示の利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって店頭表示の利率に差異を設けている場合で、一部解約後の預金の金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約日以降、一部解約後の預金の利息は、この預金の預入日に同じ預入期間にて、一部解約後の預金の金額相当額を預けた場合に適用される店頭表示の利率（以下「この利率」という。）を適用して計算します。なお、この利率の適用後に一部もしくは全部の金額を満期日前に解約する場合、この利率が適用されている期間については、この利率を約定利率として上記に準じて満期日前に解約する場合の利率を算出し、期限前解約利息を計算します。

以上

自由金利型定期預金（M型） 期限前解約利率算出表

1. 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合
 - ① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×50%
 - ③ 1年以上3年未満・・・・・・・・約定利率×70%

2. 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合
 - ① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×40%
 - ③ 1年以上1年6ヶ月未満・・・・約定利率×50%
 - ④ 1年6ヶ月以上2年未満・・・・約定利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6ヶ月未満・・・・約定利率×70%
 - ⑥ 2年6ヶ月以上4年未満・・・・約定利率×90%

3. 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金の場合
 - ① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヶ月以上1年未満・・・・・・・・約定利率×10%
 - ③ 1年以上2年未満・・・・・・・・約定利率×20%
 - ④ 2年以上3年未満・・・・・・・・約定利率×30%
 - ⑤ 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×50%
 - ⑥ 4年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×70%

4. 預入日の5年後の応当日を満期日とした預金の場合
 - ① 6ヶ月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6ヶ月以上2年未満・・・・・・・・約定利率×10%
 - ③ 2年以上3年未満・・・・・・・・約定利率×20%
 - ④ 3年以上4年未満・・・・・・・・約定利率×40%
 - ⑤ 4年以上5年未満・・・・・・・・約定利率×50%

以 上